

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 山下 裕二  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

~~第14条第6項~~  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である  
 第14条の2第1項  
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許 可 の 年 月 日

令和 3年 2月 5日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 9年 10月 23日

## 1. 事業の範囲

## 中間処分

焼却処分：「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、ゴムくず 以上16種類

切断処分：金属くず 以上1種類

破碎処分：「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、がれき類、木くず 以上3種類

固化破碎処分：汚泥（建設現場から発生する無機性汚泥に限る。） 以上1種類

混合造粒固化処分：燃え殻（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。）、ばいじん（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。） 以上2種類

分離処分：「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（廃石膏ボードに限る。） 以上1種類

## 最終処分

## 埋立処分

管理型：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、金属くず、鉱さい、ばいじん、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、産業廃棄物を処分するために処理したもの、繊維くず、動植物性残さ、廃油（タールリピッチ類に限る。）、ゴムくず 以上15種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番1 外

## (1) 管理型処分場

1箇所

設置年月日：平成19年 8月13日

許可年月日：平成17年 2月17日、許可番号：16廃第9-6号

変更許可年月日：平成30年 5月25日、許可番号：29循第634号

埋立面積：90, 300m<sup>2</sup>、埋立容量：3, 087, 100m<sup>3</sup>

(2) 焼却施設	4式
ア 焼却施設 (令第7条第5号、第8号、第13号の2) (4号炉)	1基
設置年月日：平成 8年 8月 8日	
許可年月日：平成 8年 6月 7日、許可番号：第28-4号	
処理能力：12.8t／日 (「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、ゴムくず)	
イ 焼却施設 (令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (SST施設)	1基
設置年月日：平成23年 3月25日	
許可年月日：平成20年12月22日、許可番号：20循第3-1号	
処理能力：120t／日 (「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、ゴムくず)	
ウ 焼却施設 (令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (SSH施設)	1基
設置年月日：平成23年 3月25日	
許可年月日：平成20年12月22日、許可番号：20循第3-2号	
処理能力：120t／日 (「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、ゴムくず)	
エ 焼却施設 (令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (トンネルキルン)	1基
設置年月日：平成26年 5月23日	
許可年月日：令和4年12月28日、許可番号：4循第564号	
処理能力：10.512t／日 (「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」、廃プラスチック類、廃油、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ、汚泥、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、金属くず、燃え殻、ばいじん、鉱さい、ゴムくず)	
(3) 切断施設	1基
設置年月日：平成 4年 3月25日、処理能力：345t／日 (金属くず)	
(4) 破碎施設	2基
ア 破碎施設 (令第7条第8号の2)	1基
設置年月日：平成22年 5月31日	
許可年月日：平成21年 7月17日、許可番号：21中局環第20-4号	
処理能力：2,400t／日 (がれき類、「ガラスくず、コンクリートくず((工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」)	
イ 破碎施設 (令第7条第8号の2)	1基
設置年月日：平成23年 3月29日	
許可年月日：平成21年 7月17日、許可番号：21中局環第20-3号	
処理能力：480t／日 (木くず)	
(5) 固化破碎施設	2基
ア 固化破碎施設 (固定式)	1基
設置年月日：平成11年11月30日	
処理能力：210m <sup>3</sup> ／日 (汚泥(建設現場から発生する無機性汚泥に限る。))	
イ 固化破碎施設 (自走式)	1基
設置年月日：平成11年11月30日	
処理能力：1,920m <sup>3</sup> ／日 (汚泥(建設現場から発生する無機性汚泥に限る。))	
(6) 混合造粒固化施設	2基
ア 混合造粒固化施設	1基

設置年月日：平成21年10月20日

処理能力：324t／日（燃え殻（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。）、  
ばいじん（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。））

イ 混合造粒固化施設

1基

設置年月日：平成23年 8月26日

処理能力：486t／日（燃え殻（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。）、  
ばいじん（大気汚染防止法に規定するボイラーから排出されたものに限る。））

(7) 分離施設

1基

設置年月日：平成15年 7月 5日

処理能力：28t／日（「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（廃石膏ボードに限る。））

(8) 保管場所

17箇所

ア ピット1

保管面積：445.66m<sup>2</sup>、保管上限：3,549.03m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：8m

保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
以上12種類

イ ピット2

保管面積：23.97m<sup>2</sup>、保管上限：114.79m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：5m

保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
以上12種類

ウ ピット3

保管面積：23.97m<sup>2</sup>、保管上限：114.79m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：5m

保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
以上12種類

エ ピット4

保管面積：645.66m<sup>2</sup>、保管上限：5,146.53m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：8m

保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
以上12種類

オ ピット5

保管面積：23.97m<sup>2</sup>、保管上限：114.79m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：5m

保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び  
陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
以上12種類

カ ピット6

保管面積：23.97m<sup>2</sup>、保管上限：114.79m<sup>3</sup>、積み上げができる高さ：5m

保管する産業廃棄物の種類：燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、

動植物性残さ、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、ばいじん、動物系固形不要物  
以上 12 種類

キ 屋外タンク

保管面積：4. 71 m<sup>2</sup>、保管上限：20 m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：4. 56 m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上 1 種類

ク 屋外タンク

保管面積：4. 71 m<sup>2</sup>、保管上限：20 m<sup>3</sup>、積み上げ POSSIBILITY ことができる高さ：4. 56 m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上 1 種類

ケ 屋外タンク

保管面積：5. 63 m<sup>2</sup>、保管上限：20 m<sup>3</sup>、積み上げる高さ：3. 79 m  
保管する産業廃棄物の種類：廃酸 以上 1 種類

コ 屋外タンク

保管面積：5. 63 m<sup>2</sup>、保管上限：20 m<sup>3</sup>、積み上げる高さ：3. 79 m  
保管する産業廃棄物の種類：廃アルカリ 以上 1 種類

サ サイロ

保管面積：18. 0 m<sup>2</sup>、保管上限：200 m<sup>3</sup> × 2、積み上げる高さ：13. 8 m  
保管する産業廃棄物の種類：ばいじん 以上 1 種類

シ サイロ

保管面積：26. 4 m<sup>2</sup>、保管上限：300 m<sup>3</sup> × 3、積み上げる高さ：16. 5 m  
保管する産業廃棄物の種類：ばいじん 以上 1 種類

ス 倉庫

保管面積：200 m<sup>2</sup>、保管上限：200 m<sup>3</sup>、積み上げる高さ：1 m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」  
以上 7 種類

セ 倉庫

保管面積：400 m<sup>2</sup>、保管上限：60 m<sup>3</sup>、積み上げる高さ：1 m  
保管する産業廃棄物の種類：汚泥 以上 1 種類

ソ 倉庫

保管面積：300 m<sup>2</sup>、保管上限：110 m<sup>3</sup>、積み上げる高さ：2 m  
保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上 1 種類

タ 倉庫

保管面積：47. 19 m<sup>2</sup>、保管上限：29. 5 m<sup>3</sup>、積み上げる高さ：0. 7 m  
保管する産業廃棄物の種類：〔金属くず、廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、ゴムくず、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ〕  
(廃バッテリーに限る。) 以上 8 種類

チ 倉庫

保管面積：1, 500 m<sup>2</sup>、保管上限：159. 8 m<sup>3</sup>、積み上げる高さ：0. 7 m  
保管する産業廃棄物の種類：〔金属くず、廃プラスチック類、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、ゴムくず、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリ〕  
(廃バッテリーに限る。) 以上 8 種類

3. 許可の条件

造粒固化物のリサイクルにあっては、自らの計画を遵守すること。

(1)受託する廃棄物、若しくは、造粒固化物の性状が変わる可能性がある場合は、造粒固化物

( 3 枚 目 )

- が土壤環境基準を満たすことを確認すること。  
(2)年1回以上の頻度で造粒固化物が土壤環境基準を満たすことを確認すること。  
(3)受託する燃え殻及びばいじんは、ダイオキシン類濃度 1,000pg·TEQ/g 以下のものに限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 55 年 5 月 19 日 (当 初 許 可)  
昭和 63 年 10 月 24 日 (更 新 許 可 (許可期限付に切替))  
平成 5 年 10 月 24 日 (更 新 許 可)  
平成 10 年 10 月 24 日 (更 新 許 可)  
平成 15 年 10 月 24 日 (更 新 許 可)  
平成 20 年 10 月 24 日 (更 新 許 可)  
平成 25 年 10 月 24 日 (更 新 許 可 (優良基準適合確認))  
令和 3 年 2 月 5 日 (更 新 許 可 (優良基準適合確認))  
令和 4 年 3 月 12 日 (代表者変更 (旧: 大野 剛嗣))  
令和 5 年 2 月 20 日 (変 更 届 出 (焼却施設 1 基及び保管場所の追加))  
令和 5 年 3 月 15 日 (変 更 許 可 (混合造粒固化処分に燃え殻を追加))  
令和 6 年 9 月 1 日 (代表者変更 (旧: 大野 照旺))

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 有・無



## 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 山下 裕二  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

第14条の4第6項  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である  
~~第14条の5第1項~~  
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許 可 の 年 月 日  
 許 可 の 有 効 期 限

令和 3年 2月 5日  
 令和 9年10月23日

## 1. 事業の範囲

## 中間処分

焼却処分：廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度12.5以上のもの又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

## 感染性産業廃棄物 以上4種類

不溶化処分：廃酸（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。）

廃アルカリ（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。）

汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合

( 裏 面 )

物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。)

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。)

ばいじん (アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又その化合物を含むことのみにより有害なものに限る。水銀回収義務がないものに限る。) 以上 5 種類

分解処分 : 廃酸 (有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (有機燐化合物、チウラムを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上 3 種類

溶解処分 : 汚泥 (シアソ化合物、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻 (ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

ばいじん (ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)

以上 3 種類

最終処分

埋立処分 : 廃石綿等 以上 1 種類

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 焼却施設 (令第 7 条第 5 号、第 8 号、第 13 号の 2) (4 号炉) 3 基 1 基

設置場所 : 東温市河之内字大小屋乙 628 番 37

設置年月日 : 平成 8 年 8 月 8 日

許可年月日 : 平成 8 年 6 月 7 日、許可番号 : 第 28-4 号

処理能力 : 12.8 t / 日

イ 焼却施設 (令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 13 号の 2) (SST 施設) 1 基

設置場所 : 東温市河之内字大小屋乙 628 番 37、字北引岩乙 815 番 45

設置年月日 : 平成 23 年 3 月 25 日

許可年月日 : 平成 20 年 12 月 22 日、許可番号 : 20 循第 3-1 号

設置年月日 : 平成 23 年 3 月 25 日

処理能力 : 120 t / 日

ウ 焼却施設 (令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 13 号の 2) (SSH 施設) 1 基

設置場所 : 東温市河之内字大小屋乙 628 番 37、字北引岩乙 815 番 45

設置年月日 : 平成 23 年 3 月 25 日

許可年月日 : 平成 20 年 12 月 22 日、許可番号 : 20 循第 3-2 号

設置年月日 : 平成 23 年 3 月 25 日

処理能力 : 120 t / 日

エ 焼却施設 (令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号、第 13 号の 2) (トンネルキルン) 1 基

設置場所 : 平成 26 年 5 月 23 日

許可年月日 : 令和 4 年 12 月 28 日、許可番号 : 4 循第 564 号

処理能力 : 10.512 t / 日

(2) 管理型処分場 1 箇所

設置場所 : 東温市河之内字大小屋乙 628 番 1

設置年月日 : 平成 19 年 8 月 13 日

許可年月日 : 平成 17 年 2 月 17 日、許可番号 : 16 廃第 9-6 号

( 2 枚 目 )

変更許可年月日：平成30年 5月25日、許可番号：29循第634号

埋立面積：90, 300m<sup>2</sup>、埋立容量：3, 087, 100m<sup>3</sup>

(3) 無害化施設

1基

設置場所：東温市河之内乙858番地2

設置年月日：平成26年 6月18日

処理能力：不溶化0. 1m<sup>3</sup>/日、分解3. 0m<sup>3</sup>/日、溶解3. 0m<sup>3</sup>/日

(4) 保管場所

7箇所

ア 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45

保管面積：2. 95m<sup>2</sup>、保管上限：10m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：3. 6m

保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

イ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45

保管面積：6. 6m<sup>2</sup>、保管上限：30m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：4. 8m

保管する産業廃棄物の種類：廃油 以上1種類

ウ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45

保管面積：3. 93m<sup>2</sup>、保管上限：10m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：2. 75m

保管する産業廃棄物の種類：廃酸 以上1種類

エ 屋外タンク

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37、字北引岩乙815番45

保管面積：3. 93m<sup>2</sup>、保管上限：10m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：2. 75m

保管する産業廃棄物の種類：廃アルカリ 以上1種類

オ コンテナ

設置場所：東温市河之内乙825番地3

保管面積：71. 3m<sup>2</sup>、保管上限：150m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：2. 1m

保管する産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物 以上1種類

カ 保管場所

設置場所：東温市河之内乙858番地2

保管面積：5. 4m<sup>2</sup>、保管上限：5. 4m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：1m

保管する産業廃棄物の種類：廃酸、廃アルカリ、汚泥、燃え殻、ばいじん 以上5種類

キ 倉庫

設置場所：東温市河之内字大小屋乙628番37

保管面積：199. 65m<sup>2</sup>、保管上限：3. 5m<sup>3</sup>、積み上げることができる高さ：0. 7m

保管する産業廃棄物の種類：廃油（廃バッテリーに限る。） 以上1種類

ク 倉庫

保管面積：1, 500m<sup>2</sup>、保管上限：16. 6m<sup>3</sup>、積み上げができる高さ：0. 7m

保管する産業廃棄物の種類：廃油（廃バッテリーに限る。） 以上1種類

3. 許可の条件

- (1)管理型処分場で、焼却処理において生じた燃え殻、ばいじんのうち、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」第3条における判定基準値に適合しないものは埋立処分しないこと。
- (2)無害化施設で処理する特別管理産業廃棄物の性状を十分に把握し、含まれる有害物質の種類に応じた適切な処理を行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月12日 (当 初 許 可)

平成10年 7月12日 (更 新 許 可)

平成15年 7月12日 (更 新 許 可)

( 裏 面 )

平成 20 年 7 月 12 日 (更 新 許 可)  
平成 25 年 7 月 12 日 (更 新 許 可)  
平成 25 年 10 月 24 日 (更 新 許 可 (優良基準適合確認))  
令和 3 年 2 月 5 日 (更 新 許 可 (優良基準適合確認))  
令和 4 年 3 月 12 日 (代 表 者 変 更 (旧 : 大野 剛嗣))  
令和 5 年 2 月 20 日 (変 更 届 出 (焼却施設 1 基及び保管場所の追加))  
令和 6 年 9 月 1 日 (代 表 者 変 更 (旧 : 大野 照旺) )

5. 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

⑩・無

NO COPY

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 山下 裕二  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

第14条第1項  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である  
 第14条の2第1項  
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許可の年月日

令和3年 6月22日

許可の有効年月日

令和10年 5月31日

## 1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含ます。）

(産業廃棄物の種類)

燃え殻（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、処分するために処理したもの

以上18種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
 該当事項なし

## 3. 許可の条件

該当事項なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和55年 5月19日（当初許可）

昭和63年10月24日（更新許可（許可期限付に切替））

平成5年10月24日（更新許可）

平成10年10月24日（更新許可）

( 裏 面 )

平成15年10月24日(更新許可)  
平成20年10月24日(更新許可)  
平成25年10月24日(更新許可)  
平成26年 6月 1日(更新許可)(優良基準適合確認))  
令和 3年 6月22日(更新許可)(優良基準適合確認))  
令和 4年 3月12日(代表者変更(旧:大野 剛嗣))  
令和 6年 9月 1日(代表者変更(旧:大野 照旺))

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・無

松山市 許可番号 08910000875

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 山下 裕二  
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

第14条の4第1項  
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である  
 第14条の5第1項  
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許可の年月日

令和3年 7月 9日

許可の有効年月日

令和10年 5月31日

## 1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）

(特別管理産業廃棄物の種類)

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又はアルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

感染性産業廃棄物、廃石綿等、廃PCB等（低濃度PCBに限る。）、

PCB汚染物（低濃度PCBに限る。）、PCB処理物（低濃度PCBに限る。）、

( 裏 面 )

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

ばいじん（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）、

廃水銀等、廃水銀等を処分するために処理したもの

以上13種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 12日 (当 初 許 可)

平成 10年 7月 12日 (更 新 許 可)

平成 15年 7月 12日 (更 新 許 可)

平成 20年 7月 12日 (更 新 許 可)

平成 25年 7月 12日 (更 新 許 可)

平成 26年 6月 1日 (更 新 許 可 (優良基準適合確認))

令和 3年 7月 9日 (更 新 許 可 (優良基準適合確認))

令和 4年 3月 12日 (代表者変更(旧:大野 剛嗣))

令和 6年 9月 1日 (代表者変更(旧:大野 照旺))

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・



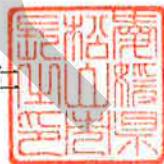
許可番号08910000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

松山市長 野志克仁



許可の年月日 令和5年12月7日

許可の有効年月日 令和10年10月23日

### 1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬(積替え及び保管行為を含む。)

(産業廃棄物の種類)

燃え殻(水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、汚泥(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)、廃油(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む。)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」(石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鉱さい(水銀含有ばいじん等を含む。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む。)、処分するために処理したもの 以上18種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(所在地)愛媛県松山市水泥町1282番1

種類:汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、がれき類

(面積:3.44m<sup>2</sup> 保管上限:3.54m<sup>3</sup>)

### 3. 許可の条件

該当事項なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

- |   |             |
|---|-------------|
| <input type="radio"/> 当初許可                    | 昭和55年 5月19日 |
| <input type="radio"/> 更新許可(許可期限付に切替)          | 昭和63年10月24日 |
| <input type="radio"/> 更新許可                    | 平成 5年10月24日 |
| <input type="radio"/> 更新許可                    | 平成10年10月24日 |
| <input type="radio"/> 更新許可                    | 平成15年10月24日 |
| <input type="radio"/> 住所変更(旧:愛媛県松山市水泥町1282番1) | 平成15年12月 9日 |

(2面に続く)

(2面)

- |   |             |
|---|-------------|
| ○ 住 所 変 更(旧:愛媛県松山市中野町甲100番地)                            | 平成18年 3月31日 |
| ○ 積替え保管品目追加(繊維くずの追加)                                    | 平成18年 5月22日 |
| ○ 変 更 届 出(積替え保管場所の変更)                                   | 平成20年 8月25日 |
| ○ 更 新 許 可   | 平成20年10月24日 |
| ○ 変 更 許 可<br>(廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、ゴムくず、処分するために処理したもの)の追加) | 平成23年 2月10日 |
| ○ 更 新 許 可   | 平成25年10月24日 |
| ○ 変 更 届 出(積替え保管場所の変更)                                   | 平成26年 2月24日 |
| ○ 代 表 者 変 更(旧:大野 照旺)                                    | 平成28年 8月31日 |
| ○ 変 更 届 出(積替え保管場所の変更)                                   | 平成30年 2月28日 |
| ○ 変 更 届 出(積替え保管場所の変更)                                   | 平成30年 7月 1日 |
| ○ 更 新 許 可   | 平成30年10月31日 |
| ○ 代 表 者 変 更(旧:大野 剛嗣)                                    | 令和 4年 3月12日 |
| ○ 更 新 許 可   | 令和 5年12月 7日 |
| ○ 代 表 者 変 更(旧:大野 照旺)                                    | 令和 6年 9月 1日 |

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・



許可番号第 0230000875 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 山下 裕二 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村秀章



許可の年月日 令和 2 (2020) 年 8 月 25 日  
許可の有効年月日 令和 7 (2025) 年 8 月 24 日

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を除く。）

以上 17 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 8 月 25 日 新規許可

令和 6 年 10 月 21 日 書換

許可番号第 0230000875 号

5 積替え許可の有無

有  無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有  無

No copy



許可番号第 02360000875 号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 山下 裕二 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村秀章



許可の年月日

令和4(2022)年11月21日

許可の有効年月日

令和7(2025)年8月24日

### 1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃石綿等

以上 5品目

(2) 積替え、保管を含む。

特定有害廃P C B等（微量P C B汚染廃電気機器等及び低濃度P C B含有廃棄物に限る。）、特定有害P C B汚染物（微量P C B汚染廃電気機器等及び低濃度P C B含有廃棄物に限る。）、特定有害P C B処理物（微量P C B汚染廃電気機器等及び低濃度P C B含有廃棄物に限る。）

以上 3品目

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

(1) 所在地

愛知県知多市北浜町11番地1

(2) 面積

996m<sup>2</sup> (保管面積 699m<sup>2</sup>)

(3) 特別管理産業廃棄物の種類

特定有害廃P C B等（微量P C B汚染廃電気機器等及び低濃度P C B含有廃

許可番号第 0236000875 号

棄物に限る。）、特定有害P C B汚染物（微量P C B汚染廃電気機器等及び低濃度P C B含有廃棄物に限る。）、特定有害P C B処理物（微量P C B汚染廃電気機器等及び低濃度P C B含有廃棄物に限る。）

(4) 保管上限

2, 376. 60 m<sup>3</sup>

(5) 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 8月 25日 新規許可

令和 4年 11月 21日 変更許可

令和 6年 10月 21日 書換

5 積替え許可の有無

有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

様式第七号（第十条の二関係）

14797

許可番号 00801000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発 株式会社

代表取締役 山下 裕二

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

茨城県知事 大井川和彦

許可の年月日

令和5年9月12日

許可の有効年月日

令和10年9月11日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)  
積替え保管を除く : 燃え殻(\*8)、汚泥(\*4)(\*6)(\*8)、廃油(\*5)、廃酸(\*5)(\*8)、廃アルカリ(\*5)(\*8)、廃プラスチック類(\*1)(\*4)(\*6)、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固体不要物、ゴムくず、金属くず(\*1)(\*6)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(\*1)(\*4)(\*6)、鉱さい(\*8)、がれき類(\*4)、ばいじん(\*8)、政令第13号廃棄物以上18種類  
(※) 記載品目については、(\*1)自動車等破碎物を除く、(\*4)石綿含有産業廃棄物を含む、  
(\*5)水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*6)水銀使用製品産業廃棄物を含む、  
(\*8)水銀含有ばいじん等を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし。

## 3. 許可の条件

特になし。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
令和5年9月12日	新規許可		
令和6年9月30日	変更届(代表者の変更)		
	以下余白		

## 5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名 許可番号

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

## 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

様式第十三号（第十条の十四関係）

14816

許可番号 00851000875

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発 株式会社

代表取締役 山下 裕二

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

茨城県知事 大井川和彦

許可の年月日

令和5年9月12日

許可の有効年月日

令和10年9月11日

- 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること)  
積替え保管を除く: 廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸(pH2.0以下のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃アルカリ(pH12.5以上のもの、又は別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃P C B等(低濃度に限る。)、P C B汚染物(低濃度に限る。)、P C B処理物(低濃度に限る。)、鉛さい(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、廃石綿等、ばいじん(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、燃え殻(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)、汚泥(別記1に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。) 以上11種類
- 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし。
- 許可の条件  
特になし。
- 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	変更内容	許可(届出)年月日	変更内容
令和5年9月12日	新規許可		
令和6年9月30日	変更届(代表者の変更)		
	以下余白		

## 5. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

市名

許可番号

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 別記1

### 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

有害物質	廃棄物名	鉛さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○				○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○			○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○			○	○	○
有機燐化合物						○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○			○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○			○	○	○
ジン化合物						○	○	○
PCB						○	—	—
トリクロロエチレン					○	○	○	○
テトラクロロエチレン					○	○	○	○
ジクロロメタン					○	○	○	○
四塩化炭素					○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン					○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン					○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン					○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン					○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン					○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン					○	○	○	○
カラム						○	○	○
ジマジン						○	○	○
チオベニカルブ						○	○	○
ベンゼン					○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○			○	○	○
ダイイキシ類		○	○			○	○	○
アルキル水銀	○	○				○	○	○
1, 4-ジオキサン		○			○	○	○	○

許可番号 第03300000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
称 称 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和5年3月15日

許可の有効年月日 令和10年3月14日

### 1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 17種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月15日 新規許可  
令和6年9月27日 代表者の変更

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

## 取り扱う産業廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	取り扱う産業廃棄物の種類		積替え・保管の有無	
	取扱う品目	限定がある場合 その内容	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類	
			取扱う品目	限定がある場合 その内容
1 燃え殻	○		—	
2 汚泥	○		—	
3 廃油	○		—	
4 廃酸	○		—	
5 廃アルカリ	○		—	
6 廃プラスチック類	○		—	
	自動車等破碎物	—	—	
7 紙くず	○		—	
8 木くず	○		—	
9 繊維くず	○		—	
10 動植物性残さ	○		—	
11 動物系固形不要物	—		—	
12 ゴムくず	○		—	
13 金属くず	○		—	
	自動車等破碎物	—	—	
14 ガラスくず等	○		—	
	自動車等破碎物	—	—	
15 鉱さい	○		—	
16 がれき類	○		—	
17 動物のふん尿	—		—	
18 動物の死体	—		—	
19 ばいじん	○		—	
20 産業廃棄物処理物	○		—	
21 輸入廃棄物	—		—	

	取り扱う産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物 が含まれるかどうか	含む	—
水銀使用製品産業廃棄物 が含まれるかどうか	含まない	—
水銀含有ばいじん等 が含まれるかどうか	含まない	—

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「—」は取り扱うことができないものを示す。

- ・ガラスくず等とは、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くずのこと。
- ・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

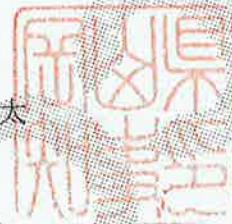
許可番号 第03350000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
称 才オノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岡山県知事 伊原木 隆太



許可の年月日 令和5年3月22日

許可の有効年月日 令和10年3月21日

### 1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無 無
- (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 裏面別表のとおり 3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月22日 新規許可

令和6年9月27日 代表者の変更

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第10条の12第2項において準用する規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

## 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特別管理産業廃棄物の種類	取り扱う廃棄物の種類				積替え・保管の有無		無																	
	取り扱う品目	限定がある場合 その内容		取り扱う品目	積替え・保管を行う産業廃棄物の種類																			
		限定がある場合 その内容	取り扱う品目		限定がある場合 その内容																			
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○																							
2 廃酸（pH2.0以下のもの）	○																							
3 廃アルカリ（pH12.5以上のもの）	○																							
4 感染性産業廃棄物	-																							
5 廃P C B等	-																							
6 P C B汚染物	-																							
7 P C B処理物	-																							
8 廃水銀等	-																							
9 廃石綿等	-																							
10 廃P C B等、廃水銀等、廃石綿等を除く特定有害産業廃棄物																								
廃 棄 棄 物 の 種 類	積 替 え ・ 保 管 を 許 可 す る 品 目	限 定 あ る 場 合 は そ の 内 容  (有害物質に係る限定は右表によ る)	水 銀 又 は そ の 化 合 物	カ ド ミ ウ ム 又 は そ の 化 合 物	鉛 又 は そ の 化 合 物	有 機 燃 化 合 物	六 価 ク ロ ム 化 合 物	砒 素 又 は そ の 化 合 物	シ ア ン 化 合 物	P C B	トリ クロ ロ エ チ レン	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レン	ジ ク ロ ロ メ タ ン	四 塩 化 炭 素	1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	チ ウ ラ ム	シ マ ジ ン	シ オ ベ ン カル ブ	ベ ン ゼ ン	セ レ ン 又 は そ の 化 合 物	1 - 4 - ジ オ キ シ ン 類
燃 え 殻																								
汚 泥																								
廃 油	○																							
廃 酸	○																							
廃 ア ル カリ	○																							
鉛 さ い	-																							
ば い じ ん	-																							

(備考)・表中の「○」は取り扱うことができるもの、「-」は取扱うことができないものを示す。

・積替え・保管の場所が複数ある場合は、「○」に代えて該当する場所の数字を記載する。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和 2年11月30日

許可の有効年月日 令和 7年11月29日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。  
燃え殻、汚泥、ゴムくず

上記3品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、がれき類

上記7品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、鉱さい、ばいじん

以上 17種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年11月30日 産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

令和 4年 5月17日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

令和 6年10月 1日 産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有  無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無  有  無

許可番号 0215000875

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県知事 古田 肇



許可の年月日 令和5年 6月29日

許可の有効年月日 令和7年11月29日

### 1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物、特定有害廃PCB等（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）、特定有害PCB汚染物（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）、特定有害鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、六価クロム化合物を含むもの）、特定有害廃石綿等、特定有害ばいじん（1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、六価クロム化合物を含むもの）、特定有害燃え殻（ダイオキシン類、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、六価クロム化合物を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（有機リン、六価クロム、シアノ、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃酸（有機リン、六価クロム、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃アルカリ（有機リン、六価クロム、シアノ、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類、アルキル水銀、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害PCB処理物（微量PCB汚染廃電気機器等及び低濃度PCB含有廃棄物に限る。）

許可番号 0215000875

以上 15種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

令和 2年 11月 30日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）

令和 4年 5月 17日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

令和 5年 6月 29日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）

令和 6年 10月 1日 特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5 積替え許可の有無 有  無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有  無

許可番号 第04501000875号

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名　　オオノ開発株式会社　　代表取締役　山下　裕二  
(法人にあっては名称及び代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮崎県知事 河野 俊嗣



許可の年月日

令和6年7月4日

許可の有効年月日

令和11年7月3日

## 1. 事業の範囲

#### 積替え・保管の有無

なし

## 産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、13号廃棄物 以上18種類でこれらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

### 3. 許可の条件

なし

#### 4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

## 5. 積替え許可の有無

有 · (無)

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

(有) 無

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
令和6年7月4日 第04501000875号	新規許可
令和6年9月30日	変更届出 代表者の変更 以下余白

(別 記)

1 事務所及び事業場の所在地

[事務所] 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

電話番号 : 089-976-1234

[事業場] 愛媛県松山市北梅本町甲184番地1

2 特記事項

県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)を遵守すること。

許可番号 第04551000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社 代表取締役 山下 裕二  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する



宮崎県知事 河野俊嗣

許可の年月日 令和6年7月4日

許可の有効年月日 令和11年7月3日

1. 事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え・保管の有無 なし

## 特別管理産業廃棄物の種類

廃油: 撥発油類、灯油類、軽油類及び溶剤(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタノール、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベンゾン、ベンゼン、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)、

廃酸: 水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタノール、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベンゾン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

廃アルカリ: 水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタノール、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタノール、1,1,2-トリクロロエタノール、1,3-ジクロロブロベンゾン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

廃PCB等: 低濃度に限る。

PCB汚染物: 低濃度に限る。

PCB処理物: 低濃度に限る。

鉛さい: 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

## 廃石綿等

ばいじん: 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

燃え殻: カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。

汚泥: 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタノール、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタノール、1,1,2-トリクロロエタノール、1,3-ジクロロブロベンゾン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。以上11種類 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ なし

3. 許可の条件 なし

4. 許可の更新又は変更の状況 裏面のとおり

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 (有)・無

(裏面)

許可更新年月日 変更許可年月日 及び許可番号	許可の更新、変更事項等
令和6年7月4日 第04551000785号  令和6年9月30日	新規許可  変更届出 代表者の変更 以下余白

(別記)

- 事務所及び事業場の所在地  
[事務所] 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
[事業場] 愛媛県松山市北梅本町甲184番1
- 特記事項  
県外産業廃棄物の宮崎県内への搬入に当たっては、「宮崎県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する指導要綱」(平成4年10月26日定め)を遵守すること。

電話番号 : 089-976-1234

許可番号 02650000875

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇 隆俊  


許可の年月日	令和3年9月22日
許可の有効年月日	令和8年6月26日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)  
 ①廃P C B等(微量P C B汚染廃油に限る。)  
 ②P C B汚染物(微量P C B汚染廃油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された紙くず、木くず、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くずに限る。)  
 以上2種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行なう特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さをなし

3. 許可の条件  
 なし

4. 許可の更新又は変更の状況  
 平成23年6月27日：当初許可  
 平成28年9月28日：更新許可  
 令和3年9月22日：更新許可  
 令和4年4月12日：代表者の変更に伴う許可証の書換え

5. 積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏 名 才オノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木村 敬



許可の年月日 令和6年(2024年)6月17日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月16日

## 1. 事業の範囲

取り扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く)	積替 保管	※○: 取り扱うもの ◎: 積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	自動車等 破碎物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等
燃え殻	—	—	—	—	○
汚泥	—	○	—	○	○
廃油	—	—	—	—	—
廃酸	—	—	—	—	○
廃アルカリ	—	—	—	—	○
廃プラスチック類	—	○	—	○	—
紙くず	—	—	—	—	—
木くず	—	—	—	—	—
繊維くず	—	—	—	—	—
動植物性残さ	—	—	—	—	—
動物系固形不要物	—	—	—	—	—
ゴムくず	—	—	—	—	—
金属くず	—	—	—	○	—
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	—	○	—	○	—
鉱さい	—	—	—	—	○
がれき類	—	○	—	—	—
ばいじん	—	—	—	—	○
政令第2条第13号に規定する廃棄物	—	—	—	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

## 3. 許可の条件

- 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和6年(2024年)6月17日付け新規許可  
(2) 令和6年(2024年)9月27日付けの変更届出により代表者変更(旧代表者:大野 照旺)

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
名 才オノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 木村 敬



許可の年月日 令和6年(2024年)6月17日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月16日

## 1. 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類 (特定有害産業廃棄物の種類については別表参照)	(特記事項)	積替え 保管
廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類)	—	—
廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの)	—	—
廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの)	—	—
廃ポリ塩化ビフェニル等	低濃度廃ポリ塩化ビフェニル等に限る 以下余白	—
ポリ塩化ビフェニル汚染物	低濃度ポリ塩化ビフェニル汚染物に限る 以下余白	—
ポリ塩化ビフェニル処理物	低濃度ポリ塩化ビフェニル処理物に限る 以下余白	—
廃石綿等	—	—
鉱さい(特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
ばいじん(特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
燃え殻(特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
汚泥(特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃油(特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃酸(特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—
廃アルカリ(特定有害産業廃棄物であるもの)	—	—

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。  
(2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

4. 許可の更新又は変更の状況

- (1) 令和6年（2024年）6月17日付けで新規許可  
(2) 令和6年（2024年）9月27日付けの変更届出により代表者変更（旧代表者：大野 照旺）

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「有」

備考

(別表)

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類							廃アルカリ
	鉛さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸		
アルキル水銀化合物	○	○	—	○	—	○	○	
水銀又はその化合物	○	○	—	○	—	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○	
有機燐化合物	—	—	—	○	—	○	○	
六価クロム化合物	○	○	○	○	—	○	○	
砒素又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○	
シアノ化合物	—	—	—	○	—	○	○	
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○	
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○	
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 3-ジクロロプロパン	—	—	—	○	○	○	○	
チウラム	—	—	—	○	—	○	○	
シマジン	—	—	—	○	—	○	○	
チオベンカルブ	—	—	—	○	—	○	○	
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○	
セレン又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○	
1, 4-ジオキサン	—	○	—	○	○	○	○	
ダイオキシン類	—	○	○	○	—	○	○	

※○：取り扱うもの ○：積替え又は保管行為を含むもの

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

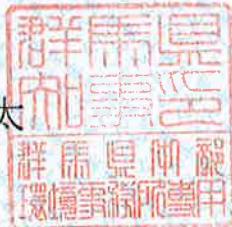
氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日

令和6年 1月29日

許可の有効期限

令和11年 1月28日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん、⑰13号廃棄物、⑱動物系固体不要物（以上18種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※④については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑤については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑯については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定

様式第七号（第十条の二関係）

める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるもの）を除く。) を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑯については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるもの）を除く。) を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

令和 6 年 1 月 29 日 新規許可

4 積替え許可の有無

有・

5 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

・ 無

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和6年 1月29日

許可の有効期限 令和11年 1月28日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

### (2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特）廃P C B等、  
 ⑤特）P C B汚染物、⑥特）P C B処理物、⑦特）廃石綿等、⑧特）燃え殻、⑨特  
 ）汚泥、⑩特）廃油、⑪特）廃酸、⑫特）廃アルカリ、⑬特）鉱さい、⑭特）ばい  
 じん（以上14種類）

※⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭に含まれる有害物質は許可証別紙1のとおりとする。

## 2 許可の条件

なし

## 3 許可の更新、変更の状況

令和6年 1月29日 新規許可

## 4 積替え許可の有無

有・

## 5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

・ 無

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「○」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

廃棄物名 有害物質	特) 燃え 殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉛さ い	特) ばい じん	特) 13 号廃棄物
アルキル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
アルキル水銀化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		○		○	○	○	○	-
水銀又はその化合物		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物(環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。)		○		○	○	○	○	-
カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン			○	○	○			
テトラクロロエチレン			○	○	○			
ジクロロメタン			○	○	○			
四塩化炭素			○	○	○			
1, 2-ジクロロエタン			○	○	○			
1, 1-ジクロロエチレン			○	○	○			
シス-1, 2-ジクロロエチレン			○	○	○			
1, 1, 1-トリクロロエタン			○	○	○			
1, 1, 2-トリクロロエタン			○	○	○			
1, 3-ジクロロプロパン			○	○	○			
チウラム			○	○	○			
シマジン			○	○	○			
チオヘンカルブ			○	○	○			
ベンゼン			○	○	○			
セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
1, 4-ジオキサン			○	○	○		○	
グリコシシン類	○	○		○	○		○	-

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏名 才オノ開発 株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 令和6年4月30日  
許可の有効年月日 令和11年4月29日

## 1. 事業の範囲

## 事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

## 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん及び産業廃棄物処理物（これらのうち廃プリント配線板、廃ブラウン管、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、廃石膏ボード、廃容器包装、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含み、自動車等破碎物、判定基準に適合しないもの及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）以下余白

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年9月30日 氏名の変更

## 5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発 株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事

湯崎英彦



許可の年月日 令和3年12月7日

許可の有効年月日 令和8年12月6日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬（積替え・保管は含まない。）

### 特別管理産業廃棄物の種類

- ・ 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、ベンゼン及び1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
- ・ P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に係るものに限る。）
- ・ 廃石綿等
- ・ 燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ 鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物及びセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。）
- ・ ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン及びダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。） 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年12月17日	更新許可
令和4年4月4日	氏名の変更
令和6年4月30日	変更許可
令和6年9月30日	氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無

市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



許可番号 03708000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 山下 裕二  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

香川県知事 池田豊人



許可の年月日 令和5年9月3日  
許可の有効年月日 令和10年9月2日

### 1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無: 積替え又は保管を含まず。  
(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃プラスチック類⑤紙くず⑥木くず⑦繊維くず⑧動植物性残さ⑨金属くず⑩ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑪鉱さい⑫がれき類⑬ばいじん(ただし、これらのうち次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。) 以上

自動車等破碎物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含む。
水銀使用製品産業廃棄物	含む。
水銀含有ばいじん等	含む。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

余白

### 3. 許可の条件

余白

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成15年9月3日 (当初許可)  
平成20年9月3日 (更新許可)  
平成25年9月3日 (更新許可)  
平成30年10月3日 (更新許可)  
令和5年9月3日 (更新許可)  
令和6年10月2日 (法人代表者の変更による書換交付)

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無  
以 下 余 白

#### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発 株式会社  
 代表取締役 山下 裕二  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。



香川県知事 池田豊人

許可の年月日 令和3年6月30日  
 許可の有効年月日 令和8年6月29日

## 1. 事業の範囲

- (1) 積替え又は保管の有無：積替え又は保管を含ます。  
 (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油 ①揮発油類、灯油類及び軽油類  
 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
 (トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ヘンゼン)

廃酸 ①水素イオン濃度指数2.0以下のもの  
 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマゾン、オベンゾルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、グリセリン類)

廃アルカリ ①水素イオン濃度指数12.5以上のもの  
 ②次の物質を含むことのみにより有害なもの  
 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機銅化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、ジス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマゾン、オベンゾルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、グリセリン類)

## 感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等 (ただし、電気機器又はOFケーブル(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となつたものに限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物 (ただし、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となつたものに限る。)

廃水銀等

廃石綿等

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 余白

3. 許可の条件 余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年6月30日 (当初許可)

平成25年6月11日 (変更許可)

平成28年7月14日 (更新許可・変更許可)

令和3年6月30日 (更新許可)

令和4年4月7日 (法人代表者の変更による書換交付)

令和6年10月2日 (法人代表者の変更による書換交付)

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。



様式第七号(第十条の二関係)

許可番号 03900000875

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司



許可の年月日 令和5年8月2日

許可の有効年月日 令和10年7月2日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集・運搬（積替え又は保管を除く。）

(2)取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻 (\*3を含む。)、汚泥 (\*1、\*2、\*3を含む。)、廃油 (\*2を含む。)、廃プラスチック類 (\*1、\*2を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、金属くず (\*2を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (\*1、\*2を含む。)、鉱さい (\*3を含む。)、がれき類 (\*1を含む。)、ばいじん (\*3を含む。)、政令第2条第13号廃棄物 以下余白

※取り扱う産業廃棄物の種類

\*1：石綿含有産業廃棄物、\*2：水銀使用製品産業廃棄物、\*3：水銀含有ばいじん等については、  
（…を含む。）の記載のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

裏面に記載のとおり

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 20 年 7 月 3 日	新規許可
平成 25 年 7 月 3 日	更新許可
平成 31 年 2 月 13 日	更新許可
令和 4 年 1 月 11 日	変更届出 (汚泥 (*1を含む。) の追加)
令和 5 年 8 月 2 日	更新許可
令和 6 年 9 月 30 日	変更届出 (代表者の変更)
以下余白	

許可番号 03950000875

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

高知県知事 濱田 省司

許可の年月日 令和5年8月2日

許可の有効年月日 令和10年7月2日

1. 事業の範囲

(1)事業の区分 収集・運搬（積替え又は保管を除く。）

(2)取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は裏面記載の有害物質を含むことにより有害なものに限る。）、感染性産業廃棄物、廃ポリ塩化ビフェニル等（裏面記載の特定有害産業廃棄物に限る。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（裏面記載の特定有害産業廃棄物に限る。）、廃石綿等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成20年7月3日 新規許可

平成23年10月21日 変更許可（廃酸、廃アルカリ、廃P C B等、P C B汚染物の追加）

平成25年7月3日 更新許可

平成25年8月8日 変更許可（廃油、廃酸、廃アルカリの限定の一部解除）

平成31年2月13日 更新許可

令和5年8月2日 更新許可

令和6年9月30日 変更届出（代表者の変更）

5. 高知市内の積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白

<裏面>

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類（有害物質を含むもの）

	廃油	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物		○	○
カドミウム又はその化合物		○	○
鉛又はその化合物		○	○
有機燐化合物		○	○
六価クロム化合物		○	○
砒素又はその化合物		○	○
シアノ化合物		○	○
ポリ塩化ビフェニル		—	—
トリクロロエチレン	○	○	○
テトラクロロエチレン	○	○	○
ジクロロメタン	○	○	○
四塩化炭素	○	○	○
1,2-ジクロロエタン	○	○	○
1,1-ジクロロエチレン	○	○	○
シス-1,2-ジクロロエチレン	○	○	○
1,1,1-トリクロロエタン	○	○	○
1,1,2-トリクロロエタン	○	○	○
1,3-ジクロロプロペン	○	○	○
チウラム		○	○
シマジン		○	○
チオベンカルブ		○	○
ベンゼン	○	○	○
セレン又はその化合物		○	○
1,4-ジオキサン	—	—	—
ダイオキシン類		○	○

※ 「○」を付したものが取り扱うことができるものを、「—」を付したものが取り扱うこと ができないものを指す。

1 廃ポリ塩化ビフェニル等（次に掲げるものに限る。）

微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが廃棄物となったもの（電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油に限る。）（いずれも事業活動等発生物に限る。）

2 ポリ塩化ビフェニル汚染物（次の（1）から（3）までに掲げるものに限る。）

(1) 微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、又は染み込んだものが廃棄物となったもの（電気機器（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器を除く。）に使用された絶縁油を含む紙くず及び木くずに限る。）（いずれも事業活動等発生物に限る。）

(2) 微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたものが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された重量がおおむね20キログラム以下のコンデンサーが廃棄物となったもの（電気機器（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器を除く。）に使用された絶縁油を含む紙くず、木くず、廃プラスチック類、金属くず及び陶磁器くずに限る。）（いずれも事業活動等発生物に限る。）

(3) 上記1又は2の（1）若しくは（2）に掲げる特別管理産業廃棄物の処理に伴って生じたも の

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 才オノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義



許可の年月日 令和6年(2024年)6月10日

許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月 9日

### 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物固形不要物、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ばいじん、第13号廃棄物、廃プラスチック類、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）

以上18種類（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年6月10日 新規許可

令和6年9月30日 変更届 代表者の変更 以下余白

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和6年(2024年)6月10日  
許可の有効年月日 令和11年(2029年)6月9日

## 1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含まない）

## 特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン若しくは1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

鉱さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。）

ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度ポリ塩化ビフェニルに限る。）

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年6月10日 新規許可

令和6年9月30日 変更届 代表者の変更 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

令和 6年 9月30日

産廃第13-3273号

許可番号 0110000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 6月13日

許可の有効年月日 令和 11年 6月12日

### 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）  
(2) 取り扱える産業廃棄物の種類  
燃え殻(#2)  
汚泥(\*) (#1) (#2)  
廃油  
廃酸(#2)  
廃アルカリ(#2)  
廃プラスチック類(\*) (#1)  
紙くず  
木くず  
繊維くず  
動植物性残さ  
動物系固形不要物  
ゴムくず  
金属くず(#1)  
ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(\*) (#1)  
鉱さい(#2)  
がれき類(\*)  
ばいじん(#2)  
処分するために処理したもの  
以上18種類

※ 産業廃棄物の種類に(\*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。  
※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
該当なし

3. 許可の条件  
特になし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
令和 6年 6月13日	指令産廃第7-620号	新規許可
令和 6年 9月30日	—	変更届(代表者)
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(以下余白)

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 6年 6月13日  
 許可の有効年月日 令和11年 6月12日

**1. 事業の範囲**

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
  - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
  - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
  - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
  - 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度に限る。）
  - ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度に限る。）
  - 鉛さい（※）
  - 廃石綿等
  - ばいじん（※）
  - 燃え殻（※）
  - 廃油（※）
  - 汚泥（※）
  - 廃酸（※）
  - 廃アルカリ（※）
  - 以上13種類

\* (※) の品目については、特定有害産業廃棄物に限り、含まれる有害物質については裏面のとおりとし、当該廃棄物を処分するために処理したものも含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
 該当なし

3. 許可の条件  
 特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指 令 番 号	変 更 内 容
令和 6年 6月13日	指令産廃第10-29号	新規許可
令和 6年 9月30日	—	変更届（代表者）
	以下余白	

5. 積替え許可の有無 無  
 \* 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可番号 01150000875

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。(表中の「○」は取り扱うことができるもの、「●」は積替え保管できるもの、「-」は扱うことができないものを示す。)

有害物質	廃棄物名	指定下水汚泥	鉛さい	ばいじん	燃え殻	廢油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	-	○	○				○	○	○
カドミウム又はその化合物	-	○	○	○			○	○	○
鉛又はその化合物	-	○	○	○			○	○	●
有機燐化合物	-						○	○	○
六価クロム化合物	-	○	○	○			○	○	○
砒素又はその化合物	-	○	○	○			○	○	○
シアノ化合物	-						○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	-						-	-	-
トリクロロエチレン	-					○	○	○	○
テトラクロロエチレン	-					○	○	○	○
ジクロロメタン	-					○	○	○	○
四塩化炭素	-					○	○	○	●
1, 2-ジクロロエタン	-					○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	-					○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-					○	○	○	●
1, 1, 1-トリクロロエタン	-					○	●	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	-					○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	-					○	○	●	○
チウラム	-						○	○	○
シマジン	-						○	○	○
チオベンカルブ	-						○	●	○
ベンゼン	-					○	●	○	○
セレン又はその化合物	-	○	○	○			○	○	○
1, 4-ジオキサン	-		○			○	●	○	○
ダイオキシン類	-		○	○			○	○	○

(以下余白)

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許 可 の 年 月 日 令和2年11月19日  
 許可の有効年月日 令和7年11月18日

## 1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

### 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く。）、汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、  
 廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、  
 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、  
 ゴムくず、金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を含む。）、  
 鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、  
 ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く。）、処分するために処理したもの  
 （上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上17種類

### ※備考

ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築、又は除去  
 に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」をいう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第11号に規定する動物系固形不要物  
 については、産業廃棄物収集運搬業の許可を要しないこととされていることから本許可証  
 には同品目を記載しない。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又 は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積 替え又は保管を行う場合に限る。）

該当なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年4月4日 代表者の変更届による書換  
 令和6年9月30日 代表者の変更届による書換

## 5. 積替え許可の有無 無

市名 一

許可番号 一

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許 可 の 年 月 日 令和5年9月12日

許可の有効年月日 令和7年11月18日

## 1. 事業の範囲

(積替え・保管を除く。)

## 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

特定有害燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイキシン類を含むものに限る。)、特定有害汚泥(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオバソカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、特定有害廃油(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオバソカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、引火性廃油、

特定有害廃酸(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオバソカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃酸、

特定有害廃アルカリ(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、アン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チカラム、シマジン、チオバソカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、腐食性廃アルカリ、

特定有害鉱さい(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。)、特定有害ばいじん(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイキシン類を含むものに限る。)、感染性産業廃棄物、

廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、

ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、

ポリ塩化ビフェニル処理物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。)、特定有害廃石綿等 以上112種類

※低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは、「無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物」

(平成18年7月26日環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の14の環境大臣が定める産業廃棄物のことをいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

該当なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和2年11月19日 新規許可

令和6年9月30日 代表者の変更届による書換

## 5. 積替え許可の有無 無

市名 -

許可番号 -

## 6. 規則第10条の22第2項の規定による許可証の提出の有無 有



許可番号 第0350000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 則政



許可の年月日

令和3年3月19日

許可の有効年月日

令和8年3月18日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破碎物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、鉱さい、がれき類、ばいじん

(これらは、石綿含有産業廃棄物であるものを含み、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上15種類

#### (2) 事業の区分

積替え又は保管を除く。

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和4年4月4日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 大野 則政))

令和6年9月30日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 大野 照旺))

### 5. 積替え許可の有無

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有



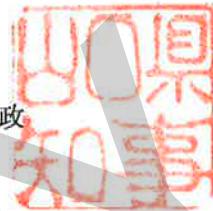
許可番号 第0355000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 崑政



許 可 の 年 月 日

令和 6 年 6 月 18 日

許 可 の 有 効 年 月 日

令和 11 年 6 月 17 日

### 1. 事業の範囲

(1)特別管理産業廃棄物の種類  
裏面のとおり

(2)事業の区分  
積替え又は保管を除く。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 9 月 30 日 変更届 (変更事項: 代表者 (変更前: 大野 照旺))

5. 積替え許可の有無  
無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  
有

## 特別管理産業廃棄物の種類

- 燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベニンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃酸 (水素付濃度指数2.0以下のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベニンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃アルカリ (水素付濃度指数12.5以上のもの、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、ジン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベニンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 鉱さい (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。)
- 廃石綿等
- 廃PCB等 (低濃度PCB廃棄物に限る。)
- PCB汚染物 (低濃度PCB廃棄物に限る。)
- PCB処理物 (低濃度PCB廃棄物に限る。)
- 以上11種類

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

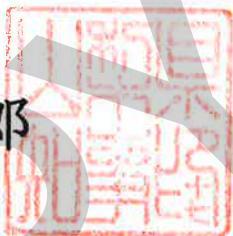
氏 名 オオノ開発株式会社

( 法人における名称  
及び代表者の氏名 ) 代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事

長崎 幸太郎



許可の年月日 令和5年12月26日

許可の有効年月日 令和10年12月25日

## 1 事業の範囲

産業廃棄物の種類	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、施行令第2条第13号に係る産業廃棄物  以上18種類  ※ただし、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。
積替え保管の有無	上記のものは、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除く。  無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ(積替え又は保管を行う場合に限る。)

無し

## 3 許可の条件

無し

## 4 許可の更新・変更の状況

令和5年12月26日	新規許可
令和6年9月30日	変更届(代表者の変更)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社

( 法人にあっては名称  
及び代表者の氏名 ) 代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山梨県知事 長崎 幸太郎



許可の年月日 令和5年12月26日

許可の有効年月日 令和10年12月25日

## 1 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）</li> <li>・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）</li> <li>・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）</li> <li>・感染性産業廃棄物</li> <li>・特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等（※）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（※）、廃ポリ塩化ビフェニル処理物（※）、廃石綿等、その他詳細は裏面のとおり。）</li> </ul> <p>ただし、※印があるものは、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る無害化処理の内容等の基準等（平成21年11月環境省告示第69号）第1条第1項に規定する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に該当するものに限る。</p>
積替え保管の有無	無し

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

無し

## 3 許可の条件

無し

## 4 許可の更新・変更の状況

令和5年12月26日	新規許可
令和6年9月30日	変更届（代表者の変更）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

含有する有害物質名	廃棄物の種類	鉛 さい	ば い じ ん	燃 え 殻	汚 泥	廢 油	廢 酸	廃 アル カリ
アルキル水銀化合物	○	○	—	○	—	○	○	
水銀又はその化合物	○	○	—	○	—	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○	
有機燐化合物	—	—	—	○	—	○	○	
六価クロム化合物	○	○	○	○	—	○	○	
砒素又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○	
シアン化合物	—	—	—	○	—	○	○	
P C B	—	—	—	—	—	—	—	
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○	
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○	
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○	
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○	
チウラム	—	—	—	○	—	○	○	
シマジン	—	—	—	○	—	○	○	
チオベンカルブ	—	—	—	○	—	○	○	
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○	
セレン又はその化合物	○	○	○	○	—	○	○	
1, 4-ジオキサン	—	○	—	○	○	○	○	
ダイオキシン類	—	○	○	○	—	○	○	

(注) 表中の「○」は取り扱うことができるものを、「—」は取り扱うことができないものを示す。

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

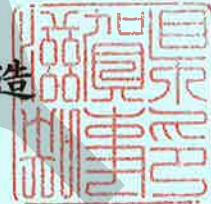
氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年月日 令和6年7月11日

許可の有効年月日 令和11年7月10日



## 1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業  
産業廃棄物の種類

燃え殻／汚泥／廃油／廃酸／廃アルカリ／廃プラスチック類／紙くず／木くず／繊維くず／動植物性残さ／動物系固形不要物／ゴムくず／金属くず／ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず／鉱さい／工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物／ばいじん／13号廃棄物

(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。)  
(以上 18項目)

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

「なし」

## 3. 許可の条件

「なし」

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年7月11日 新規許可  
令和6年9月30日 氏名の変更

## 5. 積替え許可の有無 無 市名 一 許可番号 一

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

滋賀県知事 三日月大造

許可の年 月 日 令和 6 年 7 月 11 日

許可の有効年月日 令和 11 年 7 月 10 日



## 1. 事業の範囲

積替えのための保管を除く収集運搬

事業の区分：積替えを含まない収集運搬業

特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻（カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／汚泥（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベンゾン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃油（引火性廃油及びトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベンゾン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃酸（pH2.0以下のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベンゾン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃アルカリ（pH12.5以上のもの及びアルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、シクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロブロベンゾン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／鉛さい（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレンを含むものに限る。）／ばいじん（アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）／廃石綿等／廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度P C B廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）に定める無害化処理に係る特例の対象となるものをいう。）に限る。）／ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度P C B廃棄物（無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成18年環境省告示第98号）に定める無害化処理に係る特例の対象となるものをいう。）に限る。）

（以上 10項目）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

「なし」

3. 許可の条件

「なし」

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 7 月 11 日 新規許可  
令和 6 年 9 月 30 日 氏名の変更

5. 積替え許可の有無 無  
市名 一 許可番号 一

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 山下裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年 7月 3日  
 許可の有効年月日 令和11年 7月 2日

### 1 事業の範囲

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固体不要物、13号廃棄物

以上18種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）の収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

なし

### 3 許可の条件

なし

### 4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	令和6年7月3日	
変更届出	令和6年9月30日	法人の代表者を「大野照旺」から「山下裕二」に変更

### 5 鹿児島市の積替え許可の有無

有・無

### 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏 名 才オノ開発株式会社  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名) 代表取締役 山下裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

鹿児島県知事 塩田康一



許可の年月日 令和6年 7月 3日  
許可の有効年月日 令和11年 7月 2日

1 事業の範囲

別表のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）  
なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可	令和6年7月3日	
変更届出	令和6年9月30日	法人の代表者を「大野照旺」から「山下裕二」に 変更

5 鹿児島市の積替え許可の有無 有・

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ・無

(別表)

事業の範囲	
収集及び運搬（積替え又は保管を除く。）	
取り扱う産業廃棄物の種類	
廃油	揮発油類、灯油類及び軽油類又は次のものを含むことにより有害なものに限る。 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサン
廃酸	水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
廃アルカリ	水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
鉱さい	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物
ばいじん	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類
燃え殻	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類
汚泥	次のものを含むことのみにより有害なものに限る。 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類



廃石綿等

廃ポリ塩化ビフェニル等（ただし、低濃度のものに限る。）

ポリ塩化ビフェニル汚染物（ただし、低濃度 P C B 汚染物に限る。）

ポリ塩化ビフェニル処理物（ただし、低濃度 P C B 処理物に限る。）



No copy

許可番号 01509000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

愛媛県松山市北梅本町甲184番地

オオノ開発 株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花角英世



許可の年月日 令和 6年 9月 4日

許可の有効年月日 令和11年 9月 3日

### 1 事業の範囲

・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（以上、石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、燃え殻、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、鉛さい、ばいじん、法施行令第2条第13号に規定する産業廃棄物、動物系固形不要物（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 令和 6年 9月 4日
- ・変更届出年月日 令和 6年 9月 27日  
(代表者の変更 旧 大野 照旺)

No copy

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 6年 9月 4日 新規許可)

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

愛媛県松山市北梅本町甲184番地

オオノ開発 株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

新潟県知事 花 角 英 世



許可の年月日 令和 6年 9月 4日

許可の有効年月日 令和11年 9月 3日

### 1 事業の範囲

- ・収集・運搬（積替え・保管を除く。）

**燃え殻**（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**汚泥**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**廃油**（揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、**廃酸**（水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**鉛さい**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むものに限る。）、**ばいじん**（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに限る。）、**廃石綿等、廃PCB等**（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、**PCB汚染物**（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）、**PCB処理物**（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

### 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

- ・新規許可年月日 令和 6年 9月 4日
- ・変更届出年月日 令和 6年 9月 27日  
(代表者の変更 旧 大野 照旺)

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(令和 6年 9月 4日 新規許可)

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

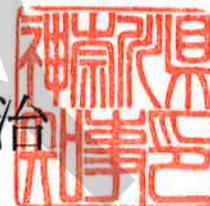
住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

〔  
法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩祐治



許可の年月日 令和3年3月16日  
 (初回許可年月日) 令和3年3月16日  
 許可の有効年月日 令和8年3月15日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分  
 収集・運搬（積替・保管を除く。）
- (2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）  
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1）、紙くず、木くず、纖維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1）、鉱さい、がれき類（※1）、ばいじん、政令第13号廃棄物  
 ※1：石綿含有産業廃棄物を含む。  
 ※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。  
 ※3：水銀含有ばいじん等を含む。

(注1) 石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

(注2) 営業の範囲は、川崎市を除く神奈川県の区域。

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件  
なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年9月30日 変更届出（変更前：大野 照旺、変更後：山下 裕二）  
 令和6年4月4日 変更届出（川崎市積替・保管の追加）  
 令和4年4月5日 変更届出（変更前：大野 剛嗣、変更後：大野 照旺）

5. 積替え許可の有無 有  
川崎市 許可番号: 05710000875

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

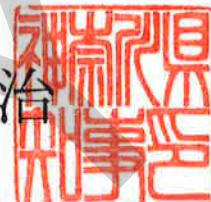
住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

〔法人にあっては名称  
及び代表者の氏名〕 代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩祐治



許可の年月日 令和3年3月16日  
 (初回許可年月日) 令和3年3月16日  
 許可の有効年月日 令和8年3月15日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

## 特定有害産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB汚染廃油に限る。）、

ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）、

ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCB処理物に限る。）、廃石綿等

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

※ 営業の範囲は、川崎市を除く神奈川県の区域。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年9月30日 変更届出（変更前：大野 照旺、変更後：山下 裕二）

令和6年4月4日 変更届出（川崎市積替・保管の追加）

令和5年12月7日 変更許可（品目の追加：特定有害産業廃棄物（廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCB汚染廃油に限る。）、ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCB汚染物に限る。）、ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCB処理物に限る。）、鉛さい、ばいじん、燃え殻、汚泥））

令和5年8月24日 変更届出（品目の一部廃止：感染性産業廃棄物）

令和4年4月5日 変更届出（変更前：大野 剛嗣、変更後：大野 照旺）

## 5. 積替え許可の有無 有

川崎市 許可番号: 05760000875

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

## 備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。

別表1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

積替え保管を含まないもの

廃棄物の種類	鉱 さ い	ば い じ ん	燃 え 殻	廢 油	汚 泥	廢 酸	廃 アル カリ
金属等の名称							
水銀又はその化合物	○	○		○	○	○	
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機銅化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアノ化合物					○	○	○
ポリ塩化ビフェニル				-	-	-	
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロパン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルブ					○	○	○
ベンゼン					○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
1, 4-ジオキサン				○	○	○	○
ダイオキシン類			○	○		○	○

備考：「○」は取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏 名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。



川勝 平太

静岡県知事

許可の年月日 令和5年9月7日

許可の有効年月日 令和10年9月6日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
産業廃棄物の種類 廃プラスチック類（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ゴムくず、金属くず（水銀含有廃棄物及び水銀使用製品（石綿含有廃棄物を含む。）、燃え殻（産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）、汚泥（石綿含有廃棄物を含む。）、コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀含有廃棄物を含む。）、水銀含有ばいじん等及び水銀使用製品（水銀含有ばいじん等を含む。）、廢アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廢油、廢酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、紙くず、木くず、纖維くず、動物性残さ、動物系固形不要物、鉱さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む。）、13号廃棄物

以上 18品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行なう産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当しない

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年9月7日 新規許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発 株式会社  
 代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。



許 可 の 年 月 日 令和5年9月7日  
 許 可 の 有 效 年 月 日 令和10年9月6日

## 1. 事業の範囲

事業の区分  
 特別管理産業廃棄物の種類

収集運搬（積替え及び保管行為を除く）  
 引火性廃油、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物  
 、廃PCB等（低濃度PCB含有廃棄物及び微量PCB汚染廃電  
 気機器等に限る。）、PCB汚染物（低濃度PCB含有廃棄物及  
 び微量PCB汚染廃電気機器等に限る。）、特定有害鉛又はその化  
 合物、鉛又はその化合物、セレン又はその化合物、セレン又はそ  
 の化合物、カドミウム又はその化合物、セレン又はその化  
 合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はそ  
 の化合物を含むものに限る。）、特定有害廃石綿等、特定有害  
 鉛又はその化合物、カドミウム又はその化合物、セレン又  
 はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又  
 はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むものに  
 限る。）、特定有害燃え殻（カドミウム又はその化合物、セレン又  
 はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又  
 はその化合物、ダイオキシン類を含むものに限る。）、特定有害  
 廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロエ  
 チタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロ  
 ロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエ  
 チタン、1,1,1,1-トетраクロロエタン、1,1,3-ジクロロブロペ  
 ナン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むものに限る。）、特定有害  
 廃泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化  
 合物、六価クロム化合物、六価クロム化合物、砒  
 素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラ  
 クロロメタン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1,2-ジクロロ  
 エチレン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,1,2-ジクロロ  
 エチレン、1,1,1-トリクロロエチレン、1,1,1,2-トリクロ  
 ロエチレン、1,1,3-ジクロロブロペナ、チウラム、シマジン、ジ  
 チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むものに  
 限る。）、特定有害廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化  
 合物、有機廃化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物  
 、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、  
 ジクロロメタン、四塩化炭素、1,1,2-ジクロロエタン、1,1,1-ジクロ  
 ロエチレン、シス-1,1,2-ジクロロエチレン、シス-1,1,2-ジクロ

, 1-トクリクロロエタン、1, 1, 2-トクリクロロエタン、1,  
3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、  
ベンゼン、セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオ  
キシン類を含むものに限る。)、特定有害アルカリ(水銀又は  
その化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、シリカシ化  
機縫化合物、六価クロム化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメ  
タン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロ  
エチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリ  
クロロエタン、1, 1, 2-トクリクロロエタン、1, 3-ジクロ  
ロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、  
セレン又はその化合物、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類を  
含むものに限る。)、PCB処理物(低濃度PCB含有廃棄物及  
び微量PCB汚染廃電気機器等に限る。)

以上 112品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え  
又は保管を行なう特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管  
上限及び積み上げることができる高さ  
該当しない

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 5年 9月 7日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

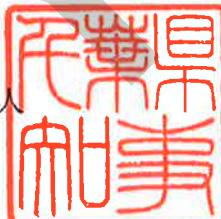
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷俊人



許可の年月日 令和2年9月16日

許可の有効年月日 令和7年9月15日

## 1. 事業の範囲

## (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

## (2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ 動物系固形不要物、シ ゴムくず、ス 金属くず（自動車等破碎物を除く）、セ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含み、自動車等破碎物を除く）、ソ 鉱さい、タ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、チ ばいじん、ツ 処分するために処理したもの（施行令第2条第13号廃棄物）（産業廃棄物を廃棄物処理施設で固化形処理したものに限る）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月16日 新規許可

令和3年1月18日 変更届（役員変更）

令和3年3月11日 変更届（役員変更）

令和3年8月10日 変更届（役員の名の変更）

令和4年4月5日 変更届（代表者変更、役員変更）

令和4年9月30日 変更届（役員変更）

令和5年3月31日 変更届（役員変更）

令和6年10月1日 変更届（代表者変更、役員変更）

許可番号 第0120000875号

4. 積替え許可の有無 有・無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。)

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

(以下余白)

No copy

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

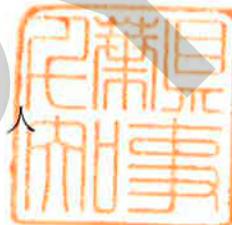
## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項  
の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷俊人



許可の年月日 令和2年9月16日

許可の有効年月日 令和7年9月15日

### 1. 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

#### (2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），イ 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。），エ 感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く。），オ 廃PCB等（低濃度PCB廃棄物に限る。），カ PCB汚染物（低濃度PCB廃棄物に限る。），キ PCB処理物（低濃度PCB廃棄物に限る。），ク 廃石綿等，ケ 特定有害産業廃棄物（鉛さい、ばいじん、燃え殻、廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限る。含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

令和2年9月16日	新規許可
令和3年1月18日	変更届（役員変更）
令和3年3月11日	変更届（役員変更）
令和3年8月10日	変更届（役員の名の変更）
令和4年4月5日	変更届（代表者変更、役員変更）
令和4年9月30日	変更届（役員変更）
令和5年3月31日	変更届（役員変更）
令和6年11月14日	変更許可（7品目の追加）・変更届（代表者変更、役員変更）

### 4. 積替え許可の有無 対・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

### 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 対・無

（以下余白）

### 備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

## 特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

有害物質 廃棄物名	鉛さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	○	○			○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○		○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○		○	○	○
有機燐化合物					○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○		○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○		○	○	○
シアン化合物					○	○	○
PCB					—	—	—
トリクロロエチレン				○	○	○	○
テトラクロロエチレン				○	○	○	○
ジクロロメタン				○	○	○	○
四塩化炭素				○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン				○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン				○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン				○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン				○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロパン				○	○	○	○
チウラム					○	○	○
シマジン					○	○	○
チオベンカルバ					○	○	○
ベンゼン				○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○		○	○	○
タライキシン類		○	○		○	○	○
1, 4-ジオキサン		○		○	○	○	○

川崎市指令環廢 第170号

許可番号 第05710000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 才オノ開発 株式会社

代表取締役 山下 裕二 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年10月15日

川崎市長

福田 紀彦



許可の年月日

令和6年4月1日

許可の有効期限

令和11年3月31日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

## (2) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 汚泥、イ 廃酸、ウ 廃アルカリ、エ 廃プラスチック類、オ ゴムくず、  
 カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
 以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

## (3) 産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 汚泥、イ 廃酸、ウ 廃アルカリ、エ 廃プラスチック類、オ ゴムくず、  
 カ 金属くず、キ ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず  
 以上7種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ  
別記1のとおり

## 3 許可の条件

## 4 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月1日 新規許可

令和6年9月30日 代表者変更

## 5 積替え許可の有無

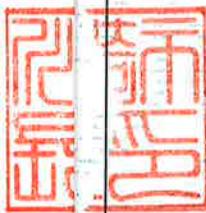
市名 許可番号

## 6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

無

別記1

所 在 地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区大川町2番3 2 (1499.99 m <sup>2</sup> のうち 289.05 m <sup>2</sup> に限る。)	保管面積 132.39m <sup>2</sup> 保管上限 104.06m <sup>3</sup> 積み上げができる高さ 2.5m	汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック 類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コ ンクリートくず及び陶磁器くず



川崎市指令環廃 第171号

許可番号 第05760000875号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発 株式会社

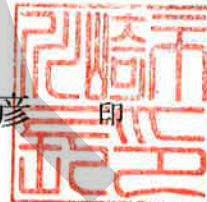
代表取締役 山下 裕二 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和6年10月15日

川崎市長

福田 紀彦



許可の年月日

令和6年4月1日

許可の有効期限

令和11年3月31日

## 1 事業の範囲

## (1) 事業の区分

積替え又は保管を含む

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を含む。）

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ 特定有害産業廃棄物（廃P C B等、P C B汚染物及びP C B処理物に限る。）

以上4種類

## (3) 特別管理産業廃棄物の種類（積替え又は保管を除く。）

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る。）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、

エ 特定有害産業廃棄物（廃P C B等、P C B汚染物及びP C B処理物に限る。）

以上4種類

## (4) 制限

廃P C B等、P C B汚染物及びP C B処理物に係る産業廃棄物は、低濃度P C B廃棄物に限る。

## 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別記1のとおり

## 3 許可の条件

## 4 許可の更新又は変更の状況

令和6年4月1日 新規許可

令和6年9月30日 代表者変更

## 5 積替え許可の有無

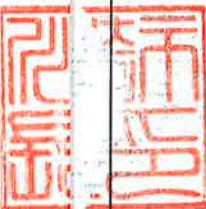
市名

許可番号

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

別記1

所在 地	面積・保管上限等	産業廃棄物の種類
川崎市川崎区大川町2番3 2 (1499.99 m <sup>2</sup> のうち 394.84 m <sup>2</sup> に限る。)	保管面積 237.68m <sup>2</sup> 保管上限 331.44m <sup>3</sup> 積み上げることができる高さ 2.5m	廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下の中のものに限る。）、廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る。）、特定有害産業廃棄物（廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に限る。）、P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に限る。）及びP C B処理物（低濃度P C B廃棄物に限る。）に限る。）



# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 才オノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 1 1 月 1 日

許可の有効年月日 令和 11 年 10 月 31 日

## 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

産業廃棄物の種類

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| 1 燃え殻          | 17 ばいじん          |
| 2 汚泥           | 18 処分するために処理したもの |
| 3 廃油           |                  |
| 4 廃酸           |                  |
| 5 廃アルカリ        |                  |
| 6 廃プラスチック類     |                  |
| 7 紙くず          |                  |
| 8 木くず          |                  |
| 9 繊維くず         |                  |
| 10 動植物性残さ      |                  |
| 11 動物系固形不要物    |                  |
| 12 ゴムくず        |                  |
| 13 金属くず        |                  |
| 14 ガラスくず       |                  |
| 15 鉱さい         |                  |
| 16 がれき類        |                  |
| 石綿含有産業廃棄物を含む   |                  |
| 水銀使用製品産業廃棄物を含む |                  |
| 以上 18 種類       | 水銀含有ばいじん等を除く     |

## 2. 許可の条件

なし

## 3. 許可の更新又は変更の状況

令和 元 年 1 1 月 1 日 当初許可  
令和 6 年 10 月 3 日 更新許可

## 4. 府内の政令市による積替え許可の有無

無

## 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

以下余白

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 才オノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大阪府知事 吉村 洋文



許 可 の 年 月 日 令和 2 年 10 月 8 日

許可の有効年月日 令和 7 年 10 月 7 日

### 1. 事業の範囲

事業の区分： 積替え・保管を含まない

特別管理産業廃棄物の種類

- 1 燃え殻
  - 2 汚泥
  - 3 廃油
  - 4 廃酸
  - 5 廃アルカリ
  - 6 鉛さい
  - 7 ばいじん
  - 8 感染性産業廃棄物
  - 9 廃石綿等
  - 10 廃P C B等
  - 11 P C B汚染物
  - 12 P C B処理物
- 10, 11, 12については低濃度P C B廃棄物に限る。  
以上12種類

### 2. 許可の条件

なし

### 3. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 10 月 8 日 当初許可  
令和 6 年 1 月 5 日 変更許可  
令和 6 年 10 月 7 日 書換交付

4. 府内の政令市による積替え許可の有無 無

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

以下余白

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和6年5月20日

許可の有効年月日 令和11年5月19日

### 1. 事業の範囲

#### 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

#### 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥（有機汚泥、無機汚泥を含む）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（廃プリント配線板、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、ガラスくず等（廃ブラウン管（側面部に限る）、廃石膏ボード、廃容器包装を含み、自動車等破碎物を含まない）、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物、動物系固形不要物

（以上18種類。ただし、特別管理産業廃棄物であるものを除く。個別の品目の取扱いは以下のとおり。  
含む：石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等）

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）

積替え又は保管行為を含まない。

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年5月20日 産業廃棄物収集運搬業許可

### 5. 積替え許可の有無

市名

有・無

許可番号

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

大分県知事 佐藤 樹一郎



許可の年月日 令和6年5月20日

許可の有効年月日 令和11年5月19日

## 1. 事業の範囲

### 事業の区分

収集運搬 積替え又は保管行為を含まない 以下余白

### 特別管理産業廃棄物の種類

廃PCB等 (低濃度PCBに限る)

PCB汚染物 (低濃度PCBに限る)

廃石綿等

廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類並びにベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、1,4-ジオキサンを含むことにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃酸

(水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1,4-ジオキサンを含むことにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

廃アルカリ

(水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1,4-ジオキサンを含むことにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

鉱さい

(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

燃え殻

(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

裏面

ばいじん (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類、1,4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、セレン又はその化合物、チウラム、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ、ダイオキシン類、1,4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物となるものに限る)

(以上10種類に限る。)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る）

積替え又は保管行為を含まない。

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年5月20日 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可

5. 積替え許可の有無 有・無

市名 許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社 代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾



許可の年月日

令和6年 6月18日

許可の有効年月日

令和11年 6月17日

## 1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、13号廃棄物（石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上18種類（積替え・保管行為を含まない。）

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

## 3. 許可の条件

## 4. 許可の更新又は変更の状況

令和6年 6月18日 新規許可

令和6年10月 1日 変更届出（代表者の変更）

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社 代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長崎県知事

大石 賢吾



許可の年月日

令和6年 6月18日

許可の有効年月日

令和11年 6月17日

### 1. 事業の範囲

#### 廃油

(揮発油類、灯油類及び軽油類、又は特定有害産業廃棄物のうちトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンのいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃酸

(pH 2.0以下のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃アルカリ

(pH 12.5以上のもの、又は特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

#### 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

#### ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

#### ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る。）

鉛さい

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃石綿等

ばいじん

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

燃え殻

(特定有害産業廃棄物のうちカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥

(特定有害産業廃棄物のうち水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類のいずれかを含むことのみにより有害なものに限る。)

以上 11種類（積替え・保管行為を含まない。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 6月 18日 新規許可

令和 6年 10月 1日 変更届出（代表者の変更）

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有



書換交付

許可番号 2009000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿部 守一

許可の年月日 令和4年3月23日

許可の有効年月日 令和9年3月22日

## 1 事業の範囲

取扱う産業廃棄物の種類 (特別管理産業廃棄物を除く。)	積替 保管	※○:取扱うもの ◎:積替え又は保管行為を含むもの			
		石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	自動車等 破碎物
燃え殻	-	-	-	-	-
汚泥	-	○	-	-	-
廃油	-	-	-	-	-
廃酸	-	-	-	-	-
廃アルカリ	-	-	-	-	-
廃プラスチック類	-	○	-	-	-
紙くず	-	-	-	-	-
木くず	-	-	-	-	-
繊維くず	-	-	-	-	-
動植物性残さ	-	-	-	-	-
動物系固形不要物	-	-	-	-	-
ゴムくず	-	-	-	-	-
金属くず	-	-	-	-	-
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-	○	-	-	-
鉱さい	-	-	-	-	-
がれき類	-	○	-	-	-
ばいじん	-	-	-	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- 令和4年3月23日 新規許可

5 県内の政令市における積替え許可の有無  
市名 該当なし 許可番号 該当なし 有 无

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 (有) 无

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
       代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事

阿 部 守 一



許可の年月日 令和4年3月23日

許可の有効年月日 令和9年3月22日

## 1 事業の範囲

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類	(特定有害産業廃棄物の種類については別表参照) (特記事項)	積替 保管
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
感染性産業廃棄物	-	-
廃PCB等	(低濃度PCB廃棄物に限る。)	-
PCB汚染物	(低濃度PCB廃棄物に限る。)	-
PCB処理物	(低濃度PCB廃棄物に限る。)	-
廃石綿等	-	-
鉛さい（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
ばいじん（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
燃え殻（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-
汚泥（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）	-	-

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ該当なし

3 許可の条件  
なし

4 許可の更新又は変更の状況  
・令和4年3月23日 新規許可

・令和5年7月12日 変更許可

種類の追加 廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に限る。）、P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に限る。）、P C B処理物（低濃度P C B廃棄物に限る。）、鉱さい（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、汚泥（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、ばいじん（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）、燃え殻（別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。）

5 県内の政令市における積替え許可の有無

市名 該当なし

許可番号 該当なし

有

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

無

No copy

別表

有害物質	特定有害産業廃棄物の種類						
	鉱 さ い	ば い じ ん	燃 え 殻	廢 油	汚 泥	廢 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	○	○	—	—	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	○	—	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	○	—	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	○	○	○
六価クロム化合物	○	○	○	—	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	○	○	○
PCB	—	—	—	—	○	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロパン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	—	○	○	○
シマジン	—	—	—	—	○	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	—	○	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	○	○	○	—	○	○	○
1, 4-ジオキサン	—	○	—	○	○	○	○
ダイオキシン類	—	○	○	—	○	○	○

表中の「○」は取扱うことができるもの、  
「—」は取扱うことができないものを示す。

令和4年 5月 6日 許可番号 第13-00000875号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所

愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名

オオク開発株式会社

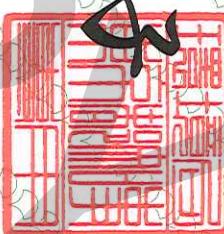
代表取締役 大野 照旺

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第14条第1項

の許可を受けた者であることを証する。

小池百合子



東京都知事

許可の年月日 令和2年11月13日

許可の有効年月日 令和7年11月12日

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬(積替え保管を除く。)

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令13号物(コンクリート固化物に限る。)石綿含有産業廃棄物を含む。)

(以上18種類)

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況  
令和2年 11月 13日 新規許可

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

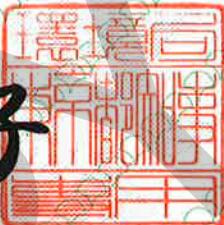
住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 大野 照旺廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項  
第14条の5第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

許可の年月日 令和 2年11月13日

許可の有効年月日 令和 7年11月12日



小池百合子

## 1 事業の範囲

## (1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

## (2) 特別管理産業廃棄物の種類

- ① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
- ② 廃酸（pH 2.0以下のもの）（容器入りのものに限る。）
- ③ 廃アルカリ（pH 12.5以上のもの）（容器入りのものに限る。）
- ④ 特定有害産業廃棄物
  - ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度PCBに限る。）
  - イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度PCBに限る。）
  - ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度PCBに限る。）
  - エ. 廃石綿等
  - オ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表のとおり）

## 2 積替え保管施設

\*\*\*\*\*

## 3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

## 4 許可の更新・変更の状況

令和 2年 11月 13日 新規許可  
令和 6年 7月 5日 変更許可 種類の減、種類の追加（燃え殻ほか6種類）

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)

(裏面)

## 別表 産業廃棄物の種類：金属等を含む廃棄物

有害物質名	限定内容	1 アルキル水銀化合物	2 水銀又はその化合物	3 カドミウム又はその化合物	4 鉛又はその化合物	5 有機燃焼化合物	6 六価クロム化合物	7 砒素又はその化合物	8 シアノ化合物	9 P C B	10 トリクロロエチレン	11 ジクロロメタン	12 四塩化炭素	13 一・二ジクロロエチレン	14 一・二ジクロロエチレン	15 シストー・ニジクロロエチレン	16 一・三ジクロロプロパン	17 一・二トリクロロエタン	18 一・二トリクロロエタン	19 チウラム	20 シマジン	21 チオベンカルブ	22 ベンゼン	23 セレン又はその化合物	24 一・四ジオキサン	25 ダイオキシン類		
廃棄物名																												
燃え殻		—	—	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	
汚泥		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃油		—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	—	○	
廃酸		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
廃アルカリ		○	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
鉱さい		○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	
ばいじん		○	○	○	○	—	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○
指定下水汚泥		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【備考】・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

(以下余白)

許可番号 03600000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
~~第14条の2第1項~~

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和5年3月15日

許可の有効年月日 令和10年3月14日

### 1. 事業の範囲

(1) 積替え

なし

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、令第2条第13号廃棄物

(以上18種類、特別管理産業廃棄物、自動車等破碎物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月15日 新規許可

令和6年9月30日 変更届出(代表者の変更)

### 5. 積替え許可の有無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

・無

許可番号 03650000875

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の5第1項

徳島県知事 後藤田 正純



許可の年月日 令和3年6月10日

許可の有効年月日 令和8年5月31日

### 1. 事業の範囲

裏面記載のとおり

2. 積替え又は保管を行う全ての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年6月1日 新規許可

平成28年5月27日 変更許可 (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、感染性産業廃棄物、廃水銀等、廃水銀等を処分するために処理したもの、廃石綿等の追加)

平成28年6月23日 更新許可

平成28年9月8日 変更届出 (代表者の変更)

令和3年6月10日 更新許可

令和4年4月5日 変更届出 (代表者の変更)

令和6年9月30日 変更届出 (代表者の変更)

### 5. 積替えの有無

### 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

## 1. 事業の範囲

### (1) 積替え

なし

### (2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

汚 泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃 油 (揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの、又は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃 酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又は、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1・4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

ばいじん (水銀又はその化合物、1・4-ジオキサン、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

### 感染性産業廃棄物

廃ポリ塩化ビフェニル等 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物 (微量ポリ塩化ビフェニル汚染廃電気機器等に限る。)

廃水銀等

廃水銀等を処分するために処理したもの

廃石綿等

(以上 12 種類)

以下余白

許可番号 00900000875

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事

福田富一



許可の年月日 令和5(2023)年8月25日

許可の有効年月日 令和10(2028)年8月24日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集・運搬（積替えを除く。）
- 
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類

種類	石綿含有 産業廃棄物	水銀使用製品 産業廃棄物	水銀含有 ばいじん等	条件等
燃え殻	—	—	○	
汚泥	○	○	○	
廃油	—	—	—	
廃酸	—	—	○	
廃アルカリ	—	—	○	
廃プラスチック類	○	○	—	
紙くず	—	—	—	
木くず	—	—	—	
繊維くず	—	—	—	
動植物性残さ	—	—	—	
動物系固形不要物	—	—	—	
ゴムくず	—	—	—	
金属くず	—	○	—	
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	○	○	—	
鉱さい	—	—	○	
がれき類	○	—	—	
ばいじん	—	—	○	
政令第13号廃棄物	—	—	—	

## 2. 積替・保管施設 なし

## 3. 許可の条件 なし

## 4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 令和5(2023)年8月25日  
変更届 令和6(2024)年9月30日 代表者の変更

5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可） 有・無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

取扱窓口

資源循環推進課

# 特別管理産業廃棄物收集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲 184 番地

氏名 才オノ開發株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

朽木凜知事 福田富一



許可の年月日 令和5(2023)年8月25日

許可の有效年月日 令和10(2028)年8月24日

## 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集・運搬(積替えを除く。)  
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

種類	条件等
廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	-
廃酸（pH 2.0以下のもの）	-
廃アルカリ（pH 12.5以上のもの）	-
廃ポリ塩化ビフェニル等	-
ポリ塩化ビフェニル汚染物	-
ポリ塩化ビフェニル処理物	-
廃石綿等	-

2. 積替・保管施設	なし
3. 許可の条件	なし
4. 許可の更新又は変更の状況	
新規許可	令和5(2023)年8月25日
変更届	令和6(2024)年9月30日 代表者の変更
5. 積替え許可の有無（県内の政令市における許可）	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
取扱窓口	資源循環推進課

No copy

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山 下 真



許可の年月日 令和 6年10月30日

許可の有効年月日 令和11年10月29日

### 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

#### 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻(水銀含有ばいじん等を含む)、汚泥(水銀含有ばいじん等を含む)、廃油、廃酸(水銀含有ばいじん等を含む)、廃アルカリ(水銀含有ばいじん等を含む)、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む)、鉛さい(水銀含有ばいじん等を含む)、工作物の新築・改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(石綿含有産業廃棄物を含む)、ばいじん(水銀含有ばいじん等を含む)、令第2条第13号廃棄物  
※水銀使用製品産業廃棄物を含む 以上18種類

### 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

### 3. 許可の条件

該当なし

### 4. 許可の更新または変更の状況

令和 6年10月30日 新規許可

### 5. 積替え許可の有無 無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

奈良県知事 山 下 真



許可の年月日 令和 6年10月30日

許可の有効年月日 令和11年10月29日

## 1. 事業の範囲

事業の区分：積替え保管を含まない

### 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、鉱さい、ばいじん、廃ポリ塩化ビフェニル等(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る)、ポリ塩化ビフェニル汚染物(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に限る)、廃石綿等 以上10種類

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ

該当なし

## 3. 許可の条件

該当なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

令和 6年10月30日 新規許可

## 5. 積替え許可の有無 無

## 6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社 代表取締役 山下 裕二  
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許可の年月日  
許可の有効年月日

令和6年 8月22日  
令和11年 8月21日



## 1. 事業の範囲

積替保管の有無

**積替保管を含まない**

産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固体不要物、ゴムくず、金属くず、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」、鉱さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物 以上18種類  
(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含む。)  
(自動車等破碎物を除く。)  
(これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

## 2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ なし

## 3. 許可の条件

なし

## 4. 許可の更新または変更の状況

- (1) 令和6年 8月22日 新規許可
- (2) 令和6年10月 2日 再交付  
・代表者の氏名の変更

## 5. 積替え許可の有無 無

市名 - 許可番号 -

## 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

# 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社 代表取締役 山下 裕二  
(法人にあっては、名称および代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福井県知事 杉本 達治

許 可 の 年 月 日 令和 6年 8月 22日  
許可の有効年月日 令和 11年 8月 21日

## 1. 事業の範囲

積替保管の有無

**積替保管を含まない**

特別管理産業廃棄物の種類

- 廃油（揮発油類、灯油類および軽油類のもの、またはトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンもしくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの、または水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 廃P C B等（低濃度P C B廃棄物に限る。）
- P C B汚染物（低濃度P C B廃棄物に限る。）
- P C B処理物（低濃度P C B廃棄物に限る。）
- 廃石綿等
- 鉛さい（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ばいじん（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物、1, 4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 燃え殻（カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、六価クロム化合物もしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀、カドミウム、鉛、砒素、セレンもしくはそれらの化合物、有機隣化合物、六価クロム化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、1, 4-ジオキサンもしくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上 11 種類

2. 積替えまたは保管を行うすべての場所の所在地および面積ならびに当該場所ごとの積替えまたは保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限および積み上げができる高さ  
なし
3. 許可の条件  
なし
4. 許可の更新または変更の状況
  - (1) 令和 6 年 8 月 22 日 新規許可
  - (2) 令和 6 年 10 月 2 日 再交付  
・代表者の氏名の変更
5. 積替え許可の有無 無  
市名 — 許可番号 —
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
 氏 名 オオノ開発株式会社  
 代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎



許可の年月日 令和 6年 4月 7日  
 許可の有効年月日 令和 11年 4月 6日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかが明らかにすること。）

積替え、保管を含まない。

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、鉛さい、がれき類、ばいじん、政令第2条第13号廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類については、石綿含有産業廃棄物を含む。）（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、鉛さい、ばいじんについては、水銀含有ばいじん等を含む。）以上18品目以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許再の条件  
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成31年 3月20日 変更届出により取扱品目（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等）の明記

平成31年 4月 7日 更新許可

令和 6年 4月 7日 更新許可

令和 6年 9月30日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 積替え許可の有無 有・

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

以下余白

(以下裏面記載)

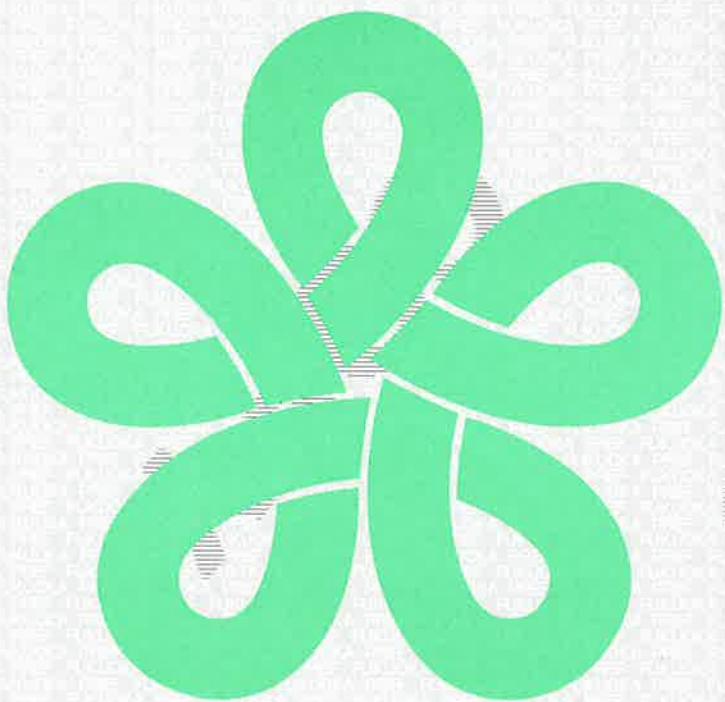
6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

\*更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。



## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地  
氏 名 才才ノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事 服部 誠太郎

許可の年月日 令和 2年 9月 18日  
許可の有効年月日 令和 7年 9月 17日



1. 事業の範囲（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

裏面のとおり。

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さなし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 4年 4月 5日 変更届出により代表者の変更

令和 6年 9月 30日 変更届出により代表者の変更

以下余白

5. 積替え許可の有無 有・

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

市名

許可番号

以下余白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

※更新手続については、有効期間満了日の60日前までに必ず管轄の筑紫保健福祉環境事務所で行ってください。

## 1. 事業の範囲

積替え、保管を含まない。

**廃油**（揮発油類、灯油類及び軽油類であるもの又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタジ又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はベンゼン又は1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

**廃酸**（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

**廃アルカリ**（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタン又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

## 感染性産業廃棄物

**廃ポリ塩化ビフェニル等**（低濃度PCBに限る。）

**ポリ塩化ビフェニル汚染物**（低濃度PCB汚染物に限る。）

**鉱さい**（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

## 廃石綿等

**ばいじん**（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

**燃え殻**（カドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

## 汚泥

（水銀若しくはその化合物又はカドミウム若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物又は有機燐化合物又は六価クロム化合物又は砒素若しくはその化合物又はシアン化合物又はトリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン又はジクロロメタン又は四塩化炭素又は1, 2-ジクロロエタン又は1, 1-ジクロロエチレン又はシス-1, 2-ジクロロエチレン又は1, 1, 1-トリクロロエタジ又は1, 1, 2-トリクロロエタン又は1, 3-ジクロロプロペン又はチウラム又はシマジン又はチオベンカルブ又はベンゼン又はセレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上11品目 以下余白



許可番号 第 02803000875 号

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事

服 部 洋 幸

許 可 の 年 月 日 令和 2 年 7 月 2 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 1 日



### 1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類

1. 燃え殻（水銀含有ばいじん等を除く）
2. 汚泥（水銀含有ばいじん等を除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）
3. 廃油
4. 廃酸（水銀含有ばいじん等を除く）
5. 廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く）
6. 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む）
7. 紙くず
8. 木くず
9. 繊維くず
10. 動植物性残さ
11. 動物系固形不要物
12. ゴムくず
13. 金属くず
14. ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む）
15. 鉱さい（水銀含有ばいじん等を除く）
16. がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
17. ばいじん（水銀含有ばいじん等を除く）
18. 13号廃棄物

以上 18 種類

上記については、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

### 2. 許可の条件

当該産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 7 月 2 日 新規許可

### 4. 積替え許可の有無

無

### 5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

無

令和 6 年 10 月 3 日 書換え交付申請により書換え



許可番号 第 02853000875 号

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

氏 名 オオノ開発株式会社  
代表取締役 山下 裕二

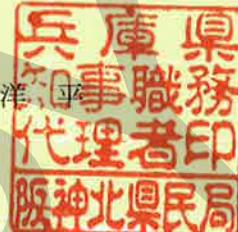
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

兵庫県知事職務代理者兵庫県副知事

服 部 洋 平

許 可 の 年 月 日 令和 2 年 7 月 2 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 1 日



### 1. 事業の範囲

事業の区分：収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱特別管理産業廃棄物の種類

1. 燃え殻
2. 汚泥
3. 廃油
4. 廃酸
5. 廃アルカリ
6. 鉱さい
7. ばいじん
8. 感染性産業廃棄物
9. 廃石綿等
10. 廃ポリ塩化ビフェニル等（無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として環境大臣が定めるものに限る。）
11. ポリ塩化ビフェニル汚染物（無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として環境大臣が定めるものに限る。）
12. ポリ塩化ビフェニル処理物（無害化処理に係る特例の対象となる産業廃棄物として環境大臣が定めるものに限る。）

以上 12 種類

### 2. 許可の条件

当該特別管理産業廃棄物の運搬先については排出事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。

### 3. 許可の更新又は変更の状況

令和 2 年 7 月 2 日 新規許可

令和 6 年 6 月 20 日 変更許可（取扱特別管理産業廃棄物の追加）

### 4. 積替え許可の有無

無

### 5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

令和 6 年 10 月 3 日 書換え交付申請により書換え

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

名 称 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

岸 本 周 平

許 可 の 年 月 日 令和 6年 2月 26日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 11年 2月 25日



### 1. 事業の範囲

#### 取扱産業廃棄物の種類

- |             |              |
|-------------|--------------|
| 1) 燃え殻      | 10) 動植物性残さ   |
| 2) 汚泥       | 11) 動物系固体不要物 |
| 3) 廃油       | 12) ゴムくず     |
| 4) 廃酸       | 13) 金属くず     |
| 5) 廃アルカリ    | 14) ガラスくず    |
| 6) 廃プラスチック類 | 15) 鉱さい      |
| 7) 紙くず      | 16) がれき類     |
| 8) 木くず      | 17) ばいじん     |
| 9) 繊維くず     | 18) 令第2条第13号 |

水銀使用製品産業廃棄物を含む。

取扱産業廃棄物のうち、水銀含有ばいじん等が含まれるもの

- 1) 2) 4) 5) 15) 17)

取扱産業廃棄物のうち、石綿含有産業廃棄物が含まれるもの

- 2) 6) 14) 16)

積替え又は保管を含まない。

### 2. 積替え又は保管を行う施設

なし

### 3. 許可の条件

なし

### 4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6年 2月 26日 新規許可

### 5. 積替え許可の有無（和歌山市区域）

無

### 6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 愛媛県松山市北梅本町甲184番地

名称 オオノ開発株式会社

代表取締役 山下 裕二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

和歌山県知事

岸 本 周 平

許可の年月日 令和6年 2月26日

許可の有効年月日 令和11年 2月25日



## 1. 事業の範囲

## 取扱特別管理産業廃棄物の種類

- 1) 廃油（揮発油類、灯油類若しくは軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエタン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペーン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- 2) 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペーン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 3) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペーン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1, 4-ジオキサン若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 4) 廃P C B等（低濃度のものに限る。）
- 5) P C B汚染物（低濃度のものに限る。）
- 6) P C B処理物（低濃度のものに限る。）
- 7) 鉛さい（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物又はセレン若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 8) 廃石綿等
- 9) ばいじん（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物、1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 10) 燃え殻（カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、セレン若しくはその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- 11) 汚泥（水銀若しくはその化合物、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素若しくはその化合物、ジアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペーン、チウラム、シマゾン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン若しくはその化合物、1, 4-ジオキサン又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

積替え又は保管を含まない。

2. 積替え又は保管を行う施設  
なし3. 許可の条件  
なし4. 許可の更新又は変更の状況  
令和6年2月26日 新規許可

(裏面へ続く)

5. 積替え許可の有無（和歌山市区域） 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有

令和 6年10月 7日書換え

No copy